

協議第 1 号

協定項目 1

合併の方式について

合併の方式について、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

合併の方式について

酒田市、八幡町、松山町及び平田町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

協議第2号

協定項目3

新市の名称について

新市の名称について、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

新市の名称について
新市の名称は、酒田市とする。

協議第 3 号

協定項目 4

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置については、以下のとおりとする。

新市の事務所の位置は、酒田市本町二丁目 2 番 4 5 号（現在の酒田市役所の位置）とする。

八幡町、松山町及び平田町の役場庁舎は、支所として活用する。

協議第 4 号

協定項目 1 5

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等については、負担の公平性、受益者負担のあり方、財政状況等を勘案しながら、適正な水準が確保できるよう調整する。

協議第5号

協定項目16

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新市の一体性の確立のため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

共通の目的を持った団体は、合併時に統合するよう働きかける。

共通の目的を持った団体で、実情により合併時に統合することが難しい団体は、合併後速やかに統合するよう働きかける。

共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう働きかける。

協議第 6 号

協定項目 1 7

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北 庄 内 合 併 協 議 会
会 長 阿 部 寿 一

記

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、その目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整する。

同一あるいは同種の補助金、交付金等については、統一の方向で調整する。

市町独自の補助金、交付金等については、従来の実績や地域特性等を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。